濱本　隆一

瑞宝小綬章を授ける

小倉　進　木下　金三　木原　彦正
木村　巖夫　黒羽　照夫　澤田　惺
高杉　金造　常田　壽光

瑞宝双光章を授ける（各通）

入江　政昭　及川　英彌
前田　久　三浦　恒治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十七年十二月二十三日）

本邦駐箚特命全権大使　デマルレーネ・ビジェラ・タルボット

旭日大綬章を贈与する（一月十九日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、一月二十六日オーストラリア国の国祭日につき、同月二十五日同国総督閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、一月二十六日インド国の共和国記念日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第２号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成８年人事院公示第17号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 28 年 1 月 27 日

人事院総裁　一宮なほみ

1　第２項第３号中⑻を⑿とし、⑸から⑺までを⑼から⑾までとし、⑷の次に⑸から⑻までとして次のように加える。

⑸　第４条の３第１項の規定に基づき、人事院が認めることとされている場合について定めること。

⑹　第４条の３第１項又は第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている特例緊急被ばく限度を定めること。

⑺　第４条の３第２項第１号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事象について定めること。

⑻　第４条の３第５項の規定に基づき、特例緊急被ばく限度を変更し、又は廃止すること。

2　この決定による改正は、平成28年４月１日から効力を発生する。

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

四国運輸局最低賃金公示第１号

四国地方交通審議会から四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第５号）、四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に四国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号760－0064香川県高松市朝日新町１番30号」あて提出されたい。

平成 28 年 1 月 27 日

四国運輸局長　瀬部　充一

四国地方交通審議会の意見（要旨）

1．四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「243,350円」を「245,150円」に、ただし書の職員「226,900円」を「228,700円」に、はしけ長「243,350円」を「245,150円」に、部員「184,750円」を「186,550円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「175,450円」を「177,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

2．四国海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「239,280円」を「240,430円」に、部員「171,110円」を「171,870円」にそれぞれ改正することが適当である。

3．四国漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「180,000円」を「180,200円」に改正することが適当である。

4．四国漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「184,550円」を「186,500円」に、愛媛県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、もっぱら豊後水道海域において操業する船舶に乗り組む者の最低賃金額「171,100円」を「173,050円」にそれぞれ改正することが適当である。

公　告

諮　事　項

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

1．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成28年２月26日までに九州財務局理財部金融監督第三課あて申し出をされたい。

2．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①26884000042②本田　総晴③本田　総晴④熊本県八代市高下東町334－１Ｂ

平成 28 年 1 月 27 日

九州財務局長　辻　　秀夫

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 1 月 27 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年１月13日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日立ハイテクノロジーズ　代表執行役　宮崎　正啓　東京都港区西新橋１－24－14　国土交通大臣許可（般・特－23）第14017号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内におけるとび・土工工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

（注１）　「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

⑵　期間

平成28年１月28日から平成28年２月11日までの15日間

4　処分の原因となった事実　同社は、横浜市都筑区で施工したマンション建築のくい施工工事において、三井住友建設㈱から請け負った工事の主たる部分を２次下請業者である旭化成建材㈱に請け負わせ、かつ施工に実質的に関与していると認められない状況にあった。このことは、建設業法第22条第１項に違反し、同法第28条第１項第４号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 1 月 27 日

関東地方整備局長　石川　雄一